

県内森林組合系統の信頼回復に向けた行動宣言を行います

平成 29 年 3 月 28 日に大北森林組合が補助金適正化法違反で有罪判決を受けたことを踏まえ、県内の森林組合系統が一丸となって、森林組合の社会的な使命に立ち返り、組合員や県民の皆様の信頼を回復するための行動宣言を行うこととしました。

行動宣言の内容について、下記のとおり記者発表を行いますので、お知らせします。

1 日 時 平成 29 年 4 月 28 日 (金) 16 : 00 ~ 16 : 20

2 場 所 長野県庁 3 階 特別会議室

3 出 席 者

長野県森林組合連合会 藤原 忠彦 代表理事会長

長野県森林組合長会 林 和弘 会長

※ 阿部守一長野県知事にもご同席いただきます。

4 宣言の要旨 (予定)

- ・ 森林組合での事業実施に当たっては、森林組合法や補助金適正化法の関連法令の遵守とともに、関係行政機関並びに全国森林組合連合会の指導等に基づき公正な会計処理を更に徹底する。
- ・ 特に公的な資金を交付されている森林整備事業については、事業の執行状況を組合員や県民の皆様にご理解いただくため、その内容を公表する取組を進める。

長野県森林組合連合会

(会長) 藤原 忠彦 (専務) 滝澤 栄智

(常務) 安原 輝明

電 話 : 026-226-2504

F A X : 026-226-2225

E-mail : sido2@naganomoriren.or.jp

長野県森林組合長会

(会長) 林 和弘

(事務局) 長野県森林組合連合会内

長野市岡田町 30-16 県林業センタービル

電 話 : 026-226-2504

F A X : 026-226-2225